

第3号議案 定款変更の件

役員任期について、従来は伸長規定はあったが、短縮規定がなかったので、これを付加する（第16条）と共に、特定非営利活動促進法の改正（平成30年10月施行）に伴い下記のとおり定款の変更を行う。（ゴシック・アンダーライン部分追加）

新	旧
<p>（任期等）</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p><u>また、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。</u></p> <p>3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>（任期等）</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p>3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>
<p>（公告方法）</p> <p>第54条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>	<p>（公告方法）</p> <p>第54条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>